

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日 令和4年12月12日
招集の場所 吉野川市役所東館3階 会議室
開閉会日時 開会 令和4年12月20日 午前10時30分
閉会 令和4年12月20日 午前11時10分

出席委員 教 育 長 栗 洲 敬 司
委 員 鹿 児 島 康 江 委 員 川 村 徳 子
委 員 栗 原 奈 麻 美

出席職員 副 教 育 長 馬 郷 宏 治 副 教 育 長 阿 部 敏 和
教 育 総 務 課 長 小 林 義 典 生 涯 学 習 課 長 近 藤 秀 樹
学 校 教 育 課 長 吉 田 み ず ほ

議案

(1) 指定校変更について

報告事項

- (1) 指定校変更について
- (2) 区域外就学について
- (3) メールアドレスの漏えいについて
- (4) 令和4年度12月市議会定例会一般質問について

教育長報告

その他

会議の経過

栗洲教育長 ただいまから、12月の吉野川市定例教育委員会を開会します。
教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。
本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。
議案(1)及び報告事項(1)、報告事項(2)につきましては、公にすることが適当でない案件であるため、会議規則第6条第2項の規定により、非公開とさせていただきます。

(異議なし)

承認いただきましたので、非公開とします。

【非公開】

栗洲教育長 報告事項(3)「メールアドレスの漏えい」について事務局より説明をお願いいたします。

近藤生涯学習課長 メールアドレス漏えいにつきましてご報告いたします。
生涯学習課におきまして令和4年11月29日(火)に、128件のメールアドレスを漏えいする事案が発生しました。

資料3ページをご覧ください。

1 概要

令和4年11月29日(火)、体育施設利用者に対して、令和5年度の社会体育施設利用おける大会予定の申告やその利用に関する調整会議開催案内を送信する際、メールアドレスをBCC欄で

はなく、誤って TO 欄に入力して送信したため、送信した送信先メールアドレスが他者に流出するという事案が発生しました。

資料4ページをご覧ください。これが、送信されたメールの一部の写しでございます。

資料3ページにお戻りください。

2 経緯ですが、

1) 令和4年11月29日(火) 18時05分

社会体育施設利用者894件の内、大量の一斉送信が不可能のため、第1回目として128件に送信いたしました。その際にメールアドレスを TO 欄に入力した一斉送信となってしまいました。

送信後直ちに第1回目の送信確認を行い、誤送信が半明となりました。

これは、第1回目のメールアドレスには、送信済確認を行うため、担当者の個人アドレスを含んでいるためでございます。

同日 20時25分

判明後、教育委員会内で対応等について協議をいたしまして、誤送信全ての宛先128件に対し、お詫びとメール削除依頼のメールを送信いたしました。

資料5ページをご覧ください。お詫びとメール削除依頼の内容の文書となります。

この件に関しまして、本日までに、苦情や二次被害の報告は受けておりません。以上が経緯となります。3ページにお戻りください。

3 再発防止策としまして、市は外部の複数の相手先へメール送信する際は、アドレスを BCC に入力することを全職員に周知徹底するとともに研修を行います。

教育委員会では、メール送信の際、送信者がメール文書を作成した後、別の者が確認を行い、その後送信する2重チェックを行うよう徹底しております。以上でございます。

栗洲教育長 たいまの件についてご質問等ございませんか。

委員 BCC と TO 欄ですが、私の認識では、社内で共有する場合は BCC で、個人に送信する場合は TO 欄なのですが、これは TO 欄で一斉送信したということなのでしょうか。

近藤生涯学習課長 同内容の文章を894件の方に対して、一括して送れないので、分割して送ったのですが、通常は BCC 欄にメールアドレスを貼り付けた場合に、個人様だけのメールアドレスだけができて、他者のメールアドレスは見えないように送信作業を行っていますが、今回は誤って TO 欄に貼り付けてしまったということで、128件のメールアドレスが見えてしまう状態で送ってしまったということです。

組織内で誰に送ったか確認をするためのものが TO 欄になっております。

馬郷副教育長 委員がおっしゃるように、組織内であれば TO 欄若しくは CC 欄で私から誰に送ったのかということがわかるような状態で構わないと思うのですが、今回の場合は、それぞれの団体や個人に送っているのに、BCC で送り、誰に送っているのかがわからないようにお送りしないといけなかったのですが、誤って TO 欄にメールアドレスを入力してしまったことによって、他者のメールアドレスがメール送信者128名の方にわかってしまったということです。

近藤生涯学習課長 個人の特定はできないのですが、ミスということで、今回このような対応をさせていただきました。

栗洲教育長 よろしいでしょうか。

それでは報告事項(4)にうつります。「令和4年度12月市議会定例会一般質問」について事務局より説明をお願いいたします。

小林教育総務課長

6ページの一覧表の上から説明させていただきます。

質問順位1 栗原議員より学校給食について、まず「米飯給食を増やす考えは」、とのご質問がございました。

昨年末に、小学5年生と中学2年生に対して、給食に関するアンケートを実施し、主食に関する質問では、回答総数498人のうち、「今のままが良い」が253人50.8%で最多でございました。

また、今年度も小学3年生から中学3年生までの7学年を対象にタブレットを使ったアンケートの実施を予定しており、今後もできる限り児童生徒の声に耳を傾けながら、安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供していきたいと考えます、と答弁いたしました。

次に「吉野川市産食材の比率は」とのご質問がございました。「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」を行っておりまして、調査結果については、次のページをお開きください。令和4年6月は、地域産が21.49%、令和4年11月は、地域産が23.82%と地域産は大きく増えている状況です。

今後においても、100%市内調達のお米をはじめとして、できる限り地場産品を活用し、安心・安全でおいしい給食を提供していきたいと考えます、と答弁させていただきました。以上です。

吉田学校教育課長

続きまして、学校教育課関係の報告をいたします。

岸田益男議員より、子どもの居場所設置について、質問がありました。

不登校の現状については、令和3年度における30日以上欠席者は、小学校29名、中学校64名、計93名でございます。学校におけるスクールカウンセラーによる令和3年度の相談件数は、のべ659件となっており、そのうち不登校に関するものは、95件、他には健康や人間関係等についての相談がございました。今後とも相談窓口の周知を図るなど、不登校を含め様々な問題について幅広く相談を受けられるよう努めて参る旨を答弁いたしました。

次に、川村洋樹議員より、小中学校における児童生徒の危機管理についての質問がありました。

市教委としましては、事故等にかかる救急車の要請の指針作成について検討し、「救急車要請に関するマニュアル」を作成いたしました。11月の校長会におきまして本マニュアルの周知を行うとともに、成長期であるがゆえに、けがの後遺症等が残りにやすいことに鑑み、ためらわず救急車を要請することも、医師の助言を元に指示した旨を答弁しました。

次に、中西渉議員より、「子どもの安全な通学について」質問がありました。

市立小中学校においては、小学生は徒歩通学、中学校は徒歩あるいは自転車通学を基本としておりますが、本人やご家庭の様々な事情で自動車での通学をする場合があります。その際には校門から離れた安全な場所での乗降などのルールを提示し、ご協力をいただいている旨をお答えいたしました。

また、就学援助制度について、質問がございました。

本市の就学援助は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困窮しているもので、教育委員会が支給を認めたものに対して行われるものです。就学援助の対象児童生徒は11月末現在で219名となっております。援助の申請受付は随時行い、概ね月1回就学援助認定委員会を開催しております。コロナ禍で急な所得の変更に関しても通常の審査に加えて個別の審査を行い、公平性を担保しながら申請者の生活実態に合致した認定に至るよう努めている旨を答弁いたしました。

次に岡田晋議員より、「市立小中学校の校則の見直し」についてのご質問がございました。

令和3年6月に市教育委員会が策定した「校則及び校則のあり方に関する留意点」に示したとおり、各学校においても保護者アンケートや生徒会の意見を取り入れ、ジェンダーフリーの観点を含めた社会状況の変化に合わせた見直しが進められているところです。今後、校則をホームページで公開することの意義等が盛り込まれた生徒指導提要の改定なども視野に入れた研究を行い、「校則及び校則のあり方に関する留意点」に反映させ、今後も校則が児童生徒の健全な

学校生活、成長に資するものとなるように学校と連携して取り組んでいく旨をお答えいたしました。

次に、相原一永議員より、「本市の不登校の小中学生の状況と不登校対策について」のご質問がございました。

本市における令和3年度の30日以上の小中学校での欠席者は93名で、直近5年間の傾向といたしましては小学校が横ばい、中学校が増加傾向です。日頃から学校では子どものわずかなサインを見逃さず、家庭と学校が連携して早期の対応を行うことを大切にして取り組んでおりますが、学校に行くことができない状態となったケースに対しては担任や管理職を核にカウンセラーや専門家とも連携を行って本人・保護者の支援に努めております。本市においては、適応指導教室つじ学級において勉強や運動、同じ教室に通う仲間とのふれあいを通して自己肯定感を高めたり、カウンセリング活動を行ったり児童生徒一人一人に寄り添って支援の充実を図っている旨を答弁いたしました。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問等ございませんか。

委 員 8ページの「こどもの居場所の設置について」なのですが、回答としては不登校の内容が多いと思うのですが、フリースクールのような別のところに居場所を作るというような発想の質問ではないかと思ったのですが。

栗洲教育長 「こどもの居場所の設置について」という質問なのですが、まず不登校の現状を学校教育課に問うて、その後子育て支援課に対し、今委員がおっしゃったような質問をしたということであって、教育委員会に対しては不登校の現状を聞かれたということの報告でございます。

委 員 それから学校の校則見直しの件なのですが、体操服や上靴の色を統一したとか、ジェンダーフリーという感じのものが多いのですが、規則を変えるというのではなくて、児童や生徒の安心・安全のための校則が必要なかなと思うので、どういう部分についての質問、回答なのかがわからなかったのです。

校則の変化というのは、人権への配慮という面で、事務局は捉えているのでしょうか。

阿部副教育長 委員がおっしゃるように、人権への配慮は非常に大事にしております。その他にも子供たちが安全・安心に過ごせるということを第一に考えております。

委 員 反対に、校則で絞めてはいけないというような刷り込みがあつて質問が出た場合とでは答えるニュアンスが少し違うと思いますので、そこが大事かなと思いました。

昔からある校則ということで、質問が出たのかどうか少しわからなかったのです。私の感想にはなりますが。

栗洲教育長 見直しの状況はどのようなものなのかという問いに対しての現状をお答えしたということです。結果、学校はジェンダー関係の見直しが多かったという答弁でございます。

ほかにご覧いませんか。

委 員 9ページの上の部分ですが、学校以外への市の機関における相談といたしましては、ということで書かれていますが、青少年育成補導センターに63件、市教育相談室には52件、市教育委員会学校教育指導員には21件という、色々な相談ごとが寄せられてきて、その中の不登校に関するものがここに書かれている件数だったということですよ。やはり、それぞれの場所に相談を寄せてくるのは学校からなのか、それとも保護者から直接ということなののでしょうか。どちらが多いのでしょうか。

吉田学校教育課長 内訳については、把握しておりませんが、保護者から直接の相談もありますし、学校指導員に対しては学校から相談があるケースもございます。補導センターについても、保護者や地域の方、学校、様々な方から相談をいただいております。

委員 補導センターは地域の方からもいくつか相談があったりするんですね。指導員というのは松原学校教育指導員に対しての相談ということですよ。松原学校教育指導員が対応されたことが21件、これは主に学校の校長先生などから相談があったということでしょうか。

吉田学校教育課長 校長などからが中心となっていますが、保護者の方から相談いただく場合もございます。

委員 この件数は重複していることはないのでしょうか。

吉田学校教育課長 窓口ごとに積算している件数でございます。

栗洲教育長 重複している可能性はゼロではありません。

委員 できるだけしっかり利用して、どんどん保護者の方がこういう場所があるということを知って、気軽に相談できるように広報をしていただければ市民にとってはありがたいかなと思います。

委員 委員の続きになりますが、カウンセラー、補導センター、指導員の先生とが集まっての話し合いが月1回あるとか、そういうものはあるのですか。ただ単に結果として何件ありましたという集計だけで出てきていることなののでしょうか。月ごとに会合しながら対策を練っているのでしょうか。

吉田学校教育課長 スクールカウンセラーの連絡会というものは、市教委の方で調整して学期に1回程度行っております。ケースが重複する可能性などについても守秘義務の範囲内にはなりますが、情報を共有していると聞いております。その他、課を越えた会がございまして、子育て支援課や女性子どもセンターや市教委や学校教育指導員が2か月に1回集まりケースについて情報共有したり、解決策を協議したり、ということもございまして、子育て支援課で運営しているが、そこに市教委も参加しております。

委員 法務局で子どもの人権 SOS ミニレターを学校で配付していると思うのですが、それは学校を通さずに直接、法務局の人権擁護委員のところに来まして、守秘義務があると言われればそれまでで、学校には知らせないということになってはいますが、重要事項は把握しておいて欲しいと思います。私はずっと、人権擁護委員をしてましたので、いじめられているというような内容が結構多いんです。学校にも言えなくて、ミニレターで報告してくる子供もいるんですけど、こちらでは把握できないのでしょうか。

栗洲教育長 これは不登校に関しての相談ということで御理解をいただければ。

委員 不登校になる理由は、いじめられているから学校に行けないということではないでしょうか。

栗洲教育長 その場合は、相談のあった保護者の方とお話しをして御理解を得られれば、学校へのアプローチがあったりとか、教育委員会への相談があったりとか、ということになっています。スクールカウンセラーと育成補導センターが連絡を取り合っているかということ、現実問題、私は取り合っていないと思っています。スクールカウンセラーが個々に保護者に寄り添って、申しまし

たように学校へのアプローチを行ったりとか、教育委員会への相談があったりとか、そういう形で対応しております。

委員 コーディネーターのような人はいらっしゃるのでしょうか。スクールカウンセラーがコーディネーターのような役割を担うというようなことがあるのでしょうか。

栗洲教育長 件数を見ていただくと分かるように圧倒的にスクールカウンセラーの件数が多いので、対応していただいております。

委員 個別ケース会議みたいになるので、反対に連携というよりも、個々に対して、どのようにすれば良いのかということになるのかな、と何となくそういう感じがします。周りが共有するということで大事なことで、反対に分からなくなることもあるのかなと、色んな課の方が寄ってくると。相談としては、不登校はそんなに無かったということですか。

栗洲教育長 不登校の相談件数がこの件数です。

委員 それでこのケースが違うということでしょうか。

栗洲教育長 ただ659人ではなくて、659件ですので、何回も相談する方がいらっしゃるかもしれません。

委員 「こんな時にはすぐに119番」の「こんな時」というのは余程の時でなくても大丈夫という意味なんですか。

吉田学校教育課長 学校事故と言いますか、子供の怪我に際しまして、このような症状が出ている場合はぜひためらわず119番をとという意味合いで、個別の症状について挙げています。

委員 周りから見て、119番呼んだ場合、校長先生が、あんなことで呼んだ、とかこんな時に呼ばなかったとかわれがちなので、それは示した方が良いかなと思います。

栗洲教育長 他はよろしいのでしょうか。
それでは教育長報告にうつります。資料をご覧ください。
12月7日、山川中学校2年生が広島県と山口県に修学旅行へ行くことができました。15日、鴨島東中学校2年生残念ながら学年にコロナが拡大しまして3月に延期となっています。17日(土)教育表彰がございました。参加された委員さん、大変お世話になりました。19日、昨日から鴨島第一中学校2年生が福岡県、長崎県へ修学旅行へ出発しております。無事、明日帰って来られるかなと思っております。今のところ大きなトラブルもなく順調に過ごしております。下段の1月3日、二十歳を祝う会(旧成人式)でございますが、市民プラザにて午前11時開会ということでございます。また参加される教育委員さんよろしく申し上げます。以上でございます。
その他にうつらせていただきます。
「全国学力・学習状況調査」について事務局よりお願いいたします。

阿部副教育長 令和4年度全国学力・学力状況調査の結果概要について、報告書をお配りしております。このことにつきましては、前回の定例教育委員会においてご審議をいただき、委員の皆様より色々なご意見やご質問をいただきました。その中で、24ページの①の部分、「早寝・早起き・朝ごはん」に加え、体力づくりを入れてはどうかというご意見を頂戴しました。ご意見を踏まえ、検討しました結

果、①においては新たに「運動」という文言を加えることとし、「早寝・早起き・朝ごはん」を心がけ、望ましい生活・運動習慣を身につける、と変更させていただきました。ご報告を申し上げます。
なお、この報告書は、市のホームページで公開させていただきます。以上でございます。

栗洲教育長 それでは1月の定例教育委員会の開催日時について事務局よりお願いをいたします。

小林教育総務長 次回の定例会ですが、1月27日(金)午前9時からの開催とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。前回の定例会でも説明しましたとおり、定例会後に総合教育会議を行うため、9時からの開催とさせていただいております。

栗洲教育長 よろしいでしょうか。
それでは次回の定例教育委員会は1月27日(金)午前9時からの開催といたします。
事務局から案内がありましたが、総合教育会議をその後10時30分から同じ会場で行いますので、引き続きご参加いただきますようお願いをいたします。
以上をもちまして、本日の定例会を閉じることいたします。